共謀共同正犯の認定
⇒今回は教唆でもいける？
⇒甲から誘因があったという事実を取り上げれば、教唆の方に流れる？
⇔乙の方が立場が強ければ、共同正犯の方に流れる
※事実をどう評価するかが問題となる。
⇒事実引っ張る、結論までの道順をつける＝形容詞・形容動詞で終わるように事実を抜き出す
⇒～だから、小さい、大きい、というように事実を認定する
↓
本件では乙から持ち掛けてる
＋それをライバルに頼んでいる
⇒自己の犯罪として利用する気満々では？

・業務上横領と窃盗の区別
⇒事実を挙げて、それらを考慮して判断する
↓
・暗証番号引き継いだ
⇒もうすでに部長としての仕事は終了したとして、窃盗に親和的？
・暗証番号引き継いだのに、いまだ使える（知ってる）
⇒全く別業務の財務部の人が 2 週間も知ってるってのは、会社との間に委託信認関係あるのでは？って評価できる
・部屋独立
⇒管理が独立しているから、本来なら部署変わればアクセスできへんはずやのに、アクセスできるのは、業務委託関係ありって評価できるのでは？
・引継から日数経過していない
・部長の業務内容
・部長の椅子の後ろに金庫ある
↓
わざわざ誰もいないことを確認してじゃないと入られへん状況
⇒窃盗っぽい

※なお占有侵害なので、占有あることを前提とする横領は成立しない
って一言書いておくと吉
⇒窃盗って思ってたらそれ一本で書いて OK

・違法性阻却事由の事実的前提の錯誤
⇒今回、客観的には違法性阻却事由は全くない
⇒そこで、責任段階で、甲が認識した事実を前提にして責任故意阻却されるか、を検討することになる
⇒甲の認識した事実を前提として、急迫性の有無を検討、急迫性あれば誤想防衛、急迫性なければ誤想自救行為の問題になる
↓
急迫性の有無の認定において、窃盗の侵害未だあるか、が問題に
・電車出発してない
⇒取戻し簡単な方に有利な事実
・通路で追いついてる
⇒取戻し簡単な方に有利な事実
・改札を通過してる
⇒いらん
・1 分経ってる
⇒1 分あったら 400m 走れると取るか、そんな時間たってないとするか
・追いついてる
⇒取戻し簡単な方に有利な事実
↓
まあ、どっちでもよさげ

・業務上横領と窃盗の重なり合い
⇒保護法益は同一
⇔行為態様が同一といえるか
⇒占有を移転させる、と考えると行為態様が同一って言えなさそう
⇔でも、行為態様は具体的事案ごとに判断すべき
⇒故意は事件ごとに異なってくるので
⇒今回は、行為態様は同一ではないってなりそう？
⇔社会的評価としては同一って言えるのでは？
⇒領得という点で行為態様が同一ともいえる？（by7 位の答案）
⇒いずれも書類の持ち出し＋同じ書類であるから同一である

※量刑
⇒下が軽い罪の方が軽い

・丙の窃盗
⇒占有の有無
・ガラス張り張り
⇒情況が確認できる
・直線距離で 20 メートル
⇒近いので、すぐにとりに行ける
⇒近いので、見える
⇒すぐに取りに行ける
・顔を向けたらみえる
⇒情況が確認できる
・だれでも利用できる
⇒占有認めない方向の事実
・待合室使ったの 2 人しかいない
⇒占有を認める方向の事実
・出入口 1 個
⇒出入り口だけを監視しとけば OK なので、占有を認める方向で
・カバンについての意識
⇒放置する気もなかったし、存在を忘れたわけでもない

・丙の不法領得の意思
⇒経済的利用する意思なかった
⇒かばんって、物を運んだり、ファッションのためのもの
⇔捕まるために使用するものではないので、経済的用法に従ったとはいえない